昭和60年度 村政の施行にあたり

月潟村長　金子由征

私も就任以来四年目、昭和六十年度を迎えた訳であります。景気の動向も中央においては、大企業を中心に回復も盛んになってきていると言われておる現在でありますが、地方においてはまだまだ厳しい状況であります。

また、地方自治体におきましても、国の行財政改革の地方自治体への転稼等の影響を受け、昨年にも劣らず厳しい状況が続く訳であります。

本村のように自主財源の乏しい、いわゆる財源のほとんどを地方交付税に依存している団体の行政執行者として、住民の多様化する要望にお応えするためには、国・県の補助事業こそ最善の方策と考えております。今後とも補助事業獲得のため努力いたす所存であります。

本年度の行政の執行に当たりましては、次の諸点を重点に実施してまいりたいと考えております。

第一に、農村総合整備モデル事業の推進。

諸般の事情により遅れており、五十九年度末で進ちょく率二十六・三%となっております。今年度は事業費八千万円を計上し、排水路、農道、集落道の整備や舗装、木滑地区の多目的共同利用施設、西萱場地区の防火水槽を建設してまいります。

第二に、新農業構造改善事業の推進。

農道整備事業を始め、曲通地内に二、二ヘクタールの樹園地造成事業を進めてまいります。また、西部地域につきましても、早急に農業振興計画を樹立し、バランスのとれた農政を進めたいと考えております。

第三に、商工業の振興。

近年、大型店舗が各地に林立しており、道路網の整備と車社会による購買力の流出に対処するため、補助金の増額、中小企業近代化資金融資額の引上げ、償還期間の長期化、鎌産地振興事業への補助、育成等、商店街の近代化や地場産業の活性化を図ってまいります。

第四に、住民の健康管理の推進。

乳幼児対策としては、乳幼児検診、育児学級、また虫歯予防対策を積極的に進めます。

成人対策として、循環器、胃ガン、子宮ガン、肺ガン等の検診、指導の充実と、人間ドックの助成、貧血教室、糖尿病教室、食生活改善事業等によりきめ細かに住民の健康保持増進に努めます。

第五に、学校教育の充実と青少年の健全育成。

小学校の児童数の増加により施設の整備を図ってきたところでありますが、中学校でも来年度一学級増の見込みからこれに対する施設の整備を図る所存でございます。

また、奨学金制度の充実と小・中学校施設の開放、野球場、テニス場の利用による住民スポーツの向上を図り、健康と融和と連体感を強め、特に青少年の健全育成に努めます。なお、工業再配置補助事業の事業認可が出ましたら、野球場照明施設及び管理棟の建設に着手したいと考えております。

限られた財源を効率的に活用し、住民の要望に応える財政運営を行ない、これらを本年度の重点施策として推進してまいる所存であります。

よろしく御協力と御指導をお願い申し上げます。

議会だより

60年度予算決まる

三役給与 議員等の報酬も改正

——第1回定例会——

昭和六十年第一回定例村議会は、三月八日から十八日までの会期十一日間で審議が行われました。

審議された議案は、専決処分の承認一件、補正予算五件、当初予算四件、条例・規約の改正十五件、議員による意見書の発議一件の合せて二十六件で、それぞれ次のとおり決まりました。

（以下審議の概要）

◎報告第一号　専決処分の承認を求める件（一般会計補正予算第五号）

昨年末からの豪雪により、当初予算に計上していた除雪経費が不足となったため、村長専決で二、四〇六万円を追加補正したものです。

なお、この豪雪で使った道路、学校などの除・排雪経費は約二、七〇〇万円でした。

（原案承認・全会一致）

◎議案第一号　新潟県町村職員退職手当組合の規約の変更

◎議案第二号　新潟県自治会館管理組合の規約の変更

◎議案第三号　新潟県消防団員等共済組合規約の変更

◎議案第四号　新潟県交通災害共済組合規約の変更

◎議案第五号　新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

この五つの事務組合事務所は現在、県庁脇の自治会館にありますが、本年六月、県庁移転に伴って自治会館も移転するため、事務所所在地の変更をするものです。

なお、第五号議案では所在地変更のほかに、組織する団体の増加があったものです。

（原案可決・全会一致）

◎議案第六号　月潟村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正

この制度は、村内に住所を有する重症心身障害者、重度精神薄弱者、重度身体障害者の方々に対して医療費を助成するものですが、昨年十月から社会保険本人も一割負担となったため、新たにこの制度の対象となったこと、また、八つあった社会保険が六つに整理統合されたことにより、条例の関係部分を改正するものです。

（原案可決・全会一致）

◎議案第七号　月潟村乳児の医療費助成に関する条例の一部改正

この制度は、満一歳までの乳児に対し医療費を助成するものです。

（原案可決・全会一致）

◎議案第八号　月潟村国民健康保険条例の一部改正

村国保に加入の方が出産した場合、世帯主に対し助産費として十万円を支給していましたが、四月一日から十五万円に改正するものです。

（原案可決・全会一致）

◎議案第九号　月潟村税条例の一部改正

日本専売公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法の制定に伴い、村たばこ消費税について制度の改正に応じた条例改正を行うものです。

また、広報つきがた三月号でお知らせしましたように、固定資産の評価替えに伴い、固定資産税納期の一部（第一期）を変更しています。

（原案可決・全会一致）

◎議案第一〇号　月潟村中小企業近代化資金融資条例の一部改正

この制度は、中小企業の振興を図るため、中小企業者の方が設備施設の近代化を行う資金を融資するものですが、投資効果を高めていただくため、法人または個人に対する融資額を五〇〇万円から八〇〇万円に、返済期間を五年から八年にそれぞれ改正するものです。

（原案可決・全会一致）

◎議案第一一号　月潟村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

村三役の給与の改正については、広報つきがた二月号でお知らせしましたが、報酬等審議会の答申どおり議決されました。改正は四月一日からです。

村長	月額四九万八千円
助役	〃 三八万八千円
収入役	〃 三六万二千円

（原案可決・全会一致）

◎議案第一二号　月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

これも広報でお知らせしたとおりですが、次のとおり改正されました。改正は四月一日からです。

議長	月額一六万七千円
副議長	〃 一三万五千円
議員	〃 一二万一千円
委員長	〃 一二万五千円

（原案可決・全会一致）

◎議案第一三号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤特別職の報酬は、次のとおり改正されました。改正は四月一日からです。

○農業委員会

会長	月額三万三、五〇〇円
会長代理	月額二万五、五〇〇円
委員	月額二万二、三〇〇円

○教育委員会

委員長	月額一万八、九〇〇円
委員	月額一万七、〇〇〇円

○選挙管理委員会

委員長	年額三万一、五〇〇円
委員	年額二万七、三〇〇円

○国保運営協議会

会長	年額一万五、九〇〇円
委員	年額一万三、八〇〇円

○監査委員